



平成 28 年 5 月 27 日

会 社 名 株式会社光ハイツ・ヴェラス
 代表者名 代表取締役社長 森 千恵香
 (コード番号 2137 札証アンビシャス)
 問合せ先 企画広報課長 早川 公男
 電話番号 011-520-8668

当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結出来る会社社員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条（取締役の責任免除）および第 41 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 30 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 29 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 31 条～第 40 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 41 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令</u>	第 1 条～第 29 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 31 条～第 40 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 41 条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条</u>

<p>に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条（条文省略）</p>	<p>第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

取締役会決議	平成28年 5 月27日
株主総会開催日	平成28年 6 月24日
定款変更の効力発生日	平成28年 6 月24日

以上